

文化芸術公演支援事業 『Q&A』

2020年12月24日時点

項目	ページ	質問	回答	更新日
申請にあたって	3	他の補助金等と併用できますか。	国・市町村等の補助金や助成金の支出または減免を受けている公演等の申請についても併用して申請いただけます。但し、重複する施設使用料については併用していただけません。 また、「 <u>未来へつなぐ しが文化活動応援事業</u> 」（県補助金）を併用申請される場合、施設使用料については、 <u>重複できません。</u>	2020/11/13
対象期間	4	いつ行う公演が対象になりますか。	対象となる文化芸術公演は、 <u>令和2年10月10日（土）から令和3年3月28日（日）の間に、舞台を使用して実施する公演（公演までの練習を含む）を対象とします。</u> ※令和2年10月9日（金）以前に完了している公演は対象外となります。	2020/11/13
対象者	4	補助の対象者となるための要件は何ですか。	「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日（公社）全国公立文化施設協会）を遵守して文化芸術公演を実施する利用者を支援することを目的としており、同ガイドラインに則って感染拡大防止対策を徹底し公演を実施する者（団体を含む）を補助の対象者としています。 <u>この要件を満たしているかどうかを、申請書の添付書類（別紙2 新型コロナウイルス感染拡大予防チェックリスト）により確認します。</u>	2020/11/13
対象者	4	1人が複数回申請することは可能ですか。	可能です。申請回数による制限は設けておりません。	2020/11/13
対象施設	4	どのような施設の利用が補助の対象となりますか。	募集要項P4「4 補助の対象となる施設」ア～エのすべてに該当する施設となります。募集要項P11ページの45施設を対象としています。	2020/11/13

項目	ページ	質問	回答	更新日
対象公演等	4	どのような公演が補助の対象となりますか。	募集要項P4「5 補助の対象となる公演等」ア～ウのすべてに該当する文化芸術公演等となります。ただし、施設の主催事業および自治体の主催事業（委託事業含む）は除きます。	2020/11/13
対象公演等	5	補助の対象となる文化芸術公演の分野は、どのようなものですか。	募集要項P5「6 補助対象となる文化活動分野」のア～オのいずれかの分野（文化芸術基本法の第8条～第12条に列挙された文化分野）が対象となります。なお、舞台を使用して実施する公演に限ります。また、第12条には食文化も含まれますが、飲食の提供を主たる目的とする公演は対象外です。	2020/11/13
対象経費	5	補助対象となる経費について詳しく解説してください。	対象期間内（令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)まで）に舞台を使用して実施する公演にかかる施設使用料（付帯設備利用料金は除く）が対象となります。なお、対象期間内に本公演があれば、本公演に向けた対象期間内の練習等にかかる施設使用料も対象（令和2年10月9日(金)以前の利用分は対象外）となります。	2020/11/13
対象経費	5	本公演に向けた練習等にかかる施設使用料の対象範囲について詳しく解説してください。	本公演の開催にかかる準備（仕込み）、リハーサルのための利用、控え室等の利用、本公演に向けた練習室等の利用も対象となります。本公演と練習が別施設の場合であっても、補助対象施設での練習であれば対象となります。これらの利用がある場合は、本公演の利用と併せて、申請書の「練習日」の欄にその内容を記載してください。	2020/11/13
対象経費	5	施設使用料が入場料等の設定により加算される料金体系の場合、当該加算額も補助の対象となりますか。	加算額を含めた全額が施設使用料として対象となります。	2020/11/13
対象経費	5	補助対象期間より前に支払った経費も対象となりますか。	令和2年10月9日(金)以前に支払った場合（前払い）であっても、本公演を含む施設を利用した日が対象期間内（令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)まで）であれば対象となります。	2020/11/13

項目	ページ	質問	回答	更新日
対象経費	5	冷暖房使用料が施設使用料に含まれている施設と、含まれていない（付帯設備使用料として別料金となっている）施設がありますが、付帯設備使用料の場合はすべて対象外でしょうか。	施設により冷暖房使用料の扱いが異なること、感染防止対策としても空調設備の稼働は必要であることを考慮し、冷暖房使用料については付帯設備使用料とされている場合であっても補助対象とします。	2020/12/14
申請期間	5	いつ申請をしても良いですか。	申請期間は令和2年11月13日（金）～令和3年3月3日（水）です。ただし、3月1日（月）から3月28日（日）に公演を実施する場合は、2月28日（日）までに事前申請を行ってください。	2020/11/13
申請書類	6	「事前申請」と「事後申請」の違いは何ですか。	本公演を実施する前に申請をする場合は「事前申請」となりますので、様式1（補助金交付申請書）により申請してください。本公演を実施した後に申請をする場合は「事後申請」となりますので、様式7（補助金交付申請兼実績報告書）により申請してください。 なお、事前申請により交付決定を受けた場合は、公演終了後に実績報告書（様式5）の提出が必要となります。	2020/11/13
申請書 添付書類	6	施設使用許可書が発行されない場合はどうすればよいですか。	添付書類として、利用明細等（施設使用料、付帯設備使用料の別）の施設を利用したことがわかる書類を提出してください。	2020/12/14
申請書 添付書類	6	感染症拡大予防チェックリスト（別紙2）の「7 新型コロナウイルス拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ「COCOA」の活用」について、これらのアプリを使用しなかった場合は補助の対象となりませんか。	「もしサポ滋賀」や「COCOA」を活用しなかった場合でも、参加者や入場者の名簿等で公演等への参加および連絡先が確認できる場合は、同様の措置が採られているものとして補助の対象となりますので、同欄にその旨を記載してチェックをしてください。	2020/12/14
増額変更	9	交付決定を受けた後に練習日を追加したのですが、追加分の施設使用料は対象となりますか。	補助金の交付決定を受けている場合において、その後、追加して施設を利用する場合は、「変更交付申請書」を提出して増額の交付決定を受けることができます。	2020/11/13
減額変更	9	交付決定を受けた後に練習日や利用時間が減り、補助金の減額が見込まれる場合に、変更交付申請が必要となりますか。	補助金の減額が見込まれる場合で、交付決定額の20%以上の減額となる場合は、変更交付申請書を提出してください。20%未満の減額であれば、変更交付申請の提出の必要はなく、実績報告書の提出により、減額して額の確定を行います。	2020/11/13

項目	ページ	質問	回答	更新日
中止・廃止	9	交付決定を受けた後に、本公演を中止することになった場合、どのような手続が必要ですか。	補助事業を中止または廃止しようとするときは、「中止・廃止承認申請書」を提出してください。なお、この場合は、キャンセル料が発生する場合であっても、本公演に向けた練習等の使用も含めて補助金の交付はありません。	2020/11/13
申請後の手続	9	「事後申請」の場合、補助金はいつ支払われますか。	原則として、交付額の確定後に行います。「交付決定および額の確定」の通知を受けた後に、「補助金交付請求書」（様式9）を提出してください。	2020/11/13
申請後の手続	9	「事前申請」の場合、補助金はいつ支払われますか。	補助金の支払いは、交付額の確定後に行います。「交付額の確定」の通知を受けた後に、「補助金交付請求書」（様式9）を提出してください。 ただし、3月1日（月）～3月28日（日）までの公演の場合は、2月1日（月）～3月15日（月）までに「補助金交付概算払請求書」（様式3）および「概算払計画書」（様式4）を提出することにより、公演前に概算払いを行います。なお、概算払いとなるため、提出期限にかかわらず、必ず公演実施前に請求してください。	2020/11/13
申請書提出期限	10	申請書類の提出は郵送ですか。持参やメールでも良いですか。	押印が必要な書類がありますので、簡易書留郵便で提出してください。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来館はお控えください。	2020/11/13
未来へつなぐしが文化活動応援事業との併用	-	滋賀県の「未来へつなぐしが文化活動応援事業」との違いは何ですか。	（別紙1）の通りです。 「文化芸術公演支援事業」は公演にかかる施設使用料の1/2を補助するのに対し、「未来へつなぐしが文化活動応援事業」は施設使用料（付帯設備を含む）の他、諸謝金や消耗品費等の文化活動経費および感染症防止対策経費について上限20万円補助するという点です。	2020/11/13
未来へつなぐしが文化活動応援事業との併用	-	滋賀県の「未来へつなぐしが文化活動応援事業」と併用申請する場合でも、「文化芸術公演支援事業」の申請書に対象経費として会場費を計上できますか。	施設使用料（付帯設備使用料を除く）を「未来へつなぐしが文化活動応援事業」として申請している場合（ただし、同補助金の実績報告で減じる場合を除く）は、対象経費が重複するため計上することはできません。 なお、併用の有無を確認するため、併用する場合は、「文化芸術公演支援事業」補助金申請書の該当欄にチェックをしてください。	2020/11/13

(別紙1)

	「未来へつなぐ しが文化活動応援事業」	「文化芸術公演支援事業」
概要	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し補助金を交付します。	コロナ禍における文化芸術公演を支援するため、感染防止対策を実施し、県内文化施設で文化芸術公演を行った利用者に施設使用料の1/2を支援するもの。
対象者・条件	【対象者】 ・住所または活動の拠点が県内にいる以下の個人または団体 ①収入を伴う文化活動の実績があり、現にそれと同等の活動を行っていること ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年2月26日以降に展覧会や公演等の活動機会が失われたこと 【対象となる条件】 ①文化活動の企画・制作・実施等に関わるもので、県内で行われるもの ②新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底したうえで、広く一般に公開される活動 ③事業終了後、公開用の活動成果物を県に提供するもの ※舞台公演に限らず、展覧会や自宅からのオンライン配信なども対象となります。	【対象者】 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会)および各施設のガイドライン(策定されている場合に限る。)に則った感染拡大防止対策を実施し、公演を行った施設の利用者 ※県外の方やこれまでに文化活動を行っていない方も申請できます。 ※舞台を使用して実施する文化芸術公演および当該公演に伴う練習のみ対象となります。
対象経費	(1)文化活動経費 (2)感染症防止対策経費 ※施設使用料の他に、諸謝金や消耗品費等も含む	施設使用料(付帯設備利用料金を除く。ただし、冷暖房設備使用料を含む。)のみ
対象施設	県内の施設。	・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設 ・固定された座席、舞台・ステージを設置している施設 ・一般的に利用される施設 ・収容人数100人規模以上である施設 ※申請要項に記載の「対象施設一覧表」のとおり
対象期間	令和2年7月17日(金)から 令和3年1月17日(日)までに実施する事業 ※再開後の公演等が来年度になる場合も、上記実施期間の中で準備作業を実施し公開すれば補助対象の取組となります。	令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)までの間に実施する公演
申請期間	第2次募集:令和2年9月17日(木)～令和3年1月11日(月)【消印有効】	受付期間:令和2年11月13日(金)～令和3年3月3日(水) (令和3年3月1日～3月28日に実施する公演は事前申請となります。)